九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

職務質問に付随する所持品検査――米子市銀行強盗事件（最3判1978年6月20日刑集32巻4号670頁）

南野，森

https://hdl.handle.net/2324/25630

出版情報：2012-08
バージョン：
権利関係：

職務質問に付随する所持品検査……米子市銀行強盗事件

147 最3判昭和53・6・20刑集三二巻四号六七〇頁

関連条文　憲法三五条、警職法二条一項

職務質問に付随して行われる所持品検査は認められるか。

事実　武装銀行強盗発生後の緊急配備検問の現場に現れた被告人らが、職務質問に黙秘を続け、携行品のボウリングバッグ等の開披も拒否し続けるなどしたため、検問から約一時間半後、警察官が同バッグの未施錠のチャックを開けたところ大量の紙幣が発見され、被告人らは緊急逮捕された。

裁判所の見解　所持品検査は、警職法二条一項の職務質問の効果をあげるため必要・有効なので「職務質問に附随してこれを行うことができる場合があると解するのが、相当である」。同検査は「任意手段である職務質問の附随行為として許容される」以上、「所持人の承諾を得て、その限度において」行うのが原則であるが、「捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、所持品検査においても許容される場合があると解すべきである」。その「許容限度を一般的に定めることは困難であるが、所持品について捜索及び押収を受けることのない権利は憲法三五条の保障するところであり、捜索に至らない程度の行為であつてもこれを受ける者の権利を害するものであるから」、状況を問わず常に許容されるわけではなく「かかる行為は、限定的な場合において、所持品検査の必要性、緊急性、これによつて害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況のもとで相当と認められる限度においてのみ、許容される」。

本件検査は、緊急性、必要性が強かった反面、未施錠のチャックを開披し内部を一瞥したにすぎず、「法益の侵害はさほど大きいものではなく、〔本件の〕経過に照らせば相当と認めうる行為」であり職務質問に付随する行為として許容される。

解説　所持品検査については、許容する明文規定がないためかねてより種々議論があり、また、所持品の「捜索」につき令状主義を定める憲法三五条は司法警察活動にしか適用されないわけではないという判例の立場（145判決参照）からして、行政警察作用である職務質問付随の令状なき所持品「検査」が同条違反となる可能性もあるところである。本判決は、所持品検査を警職法二条一項の職務質問に付随するものと位置付け、同意を得て行うべきことを原則としながら、同意なき検査も、必要・緊急性、所持人の法益侵害と公益との均衡等を考慮し相当な限度で許容されることを明らかにした。本判決を引用する148判決は、覚醒剤所持等の容疑にとどまる所持人の上着内ポケットに手を入れ所持品を取り出した行為を「その態様において捜索に類するもの」として違法としたが、「捜索」として違憲とはしておらず、所持品検査の限度を超えるもののなお「捜索」にあたらない場合を認めたことになり、批判がある。

▼評釈――笹倉宏紀・刑訴百4